

三次市公告第121号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月1日

三次市長 福岡 誠志

1 入札に付する事項	
(案件124)	
(1) 設計番号	設計第22号
(2) 工事名	三次市立十日市小・中学校改築工事 電気設備工事
(3) 施工場所	三次市十日市中四丁目9番1号 地内
(4) 完成工期	契約日から令和10年12月15日まで
(5) 工事内容	小・中学校改築工事 電気設備工事 N=1.0式
(6) 予定価格	本件は、予定価格を事後公表とする。
(7) 調査基準価格	本件は、低入札価格調査対象工事であり調査基準価格を定める。
2 担当部署	
教育部教育企画課	電話 0824-62-6412
3 入札に参加する者に関する資格に関する事項	
本案件の入札に参加できる者は、単独企業又は特定建設工事共同企業体を結成した者とし、その資格は、次の要件を満たしているものとする。 また、この案件の公告日から開札日までの間のいずれの日においても三次市の指名除外措置の対象となっていないものを参加対象とします。	
【単独企業】	
単独企業で参加の場合、三次市一般競争入札事務要領(平成19年三次市告示第39号)第4条の規定によるほか、次の事項のいずれにも該当するものであること。	
(1) 三次市内に本社・本店を有するもの。	
(2) 市税を完納しているもの。	
(3) 令和8年度三次市建設工事入札参加資格者名簿(電気工事)に記載されているランクがAのもので、電気工事業の特定建設業許可を有するもの。	
(4) 令和7年度・令和8年度三次市建設工事入札参加資格審査申請書の提出時又は最新の経営規模等評価結果通知書の電気工事の平均完成工事高が1億6千万円以上あるもの。	
(5) 過去10年以内(平成28年4月から令和8年3月末竣工分)に国、都道府県又は市町村から電気工事で発注された建物新築又は建物改築に伴う電気設備工事の元請施工実績を有するもの。	

【特定建設工事共同企業体】

共同企業体で参加の場合、三次市一般競争入札事務要領(平成19年三次市告示第39号)第4条の規定によるほか、次の事項のいずれにも該当するものであること。

①共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

- (1) 共同施工方式で工事を施工する共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の構成員は、2社とし、構成員は自主結成とする。
- (3) 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率であること。
- (4) すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率とする。
- (5) 各構成員は、特定建設工事共同企業体協定書により協定を締結していること。
- (6) 共同企業体の構成員は、本工事において重複して他の共同企業体の構成員にはなれないこと。

②共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

【特定建設工事共同企業体の代表者】

- (1) 広島県内に本社・本店又は支店・営業所を有するもの。ただし、支店・営業所の場合は、電気工事業の許可を有し、契約権限の委任がなされているもの。
- (2) 市税を完納しているもの。
- (3) 令和8年度三次市建設工事入札参加資格者名簿に記載されており、電気工事業を登録申請し、令和7年度・8年度三次市建設工事入札参加資格審査申請書提出時における経営規模等評価結果通知書による電気工事の総合評定値が935点以上あるもの。
電気工事業の特定建設業許可を有するもの。
- (4) 令和7年度・令和8年度三次市建設工事入札参加資格審査申請書の提出時又は最新の経営規模等評価結果通知書の電気工事の平均完成工事高が1億6千万円以上あるもの。
- (5) 過去10年以内(平成28年4月から令和8年3月末竣工分)に国、都道府県又は市町村から電気工事で発注された建物新築又は建物改築に伴う電気設備工事の元請施工実績を有するもの。

【特定建設工事共同企業体の構成員】

- (1) 三次市内に本社・本店を有するもの。
- (2) 市税を完納しているもの。
- (3) 令和8年度三次市建設工事入札参加資格者名簿(電気工事)に記載されているランクがAのもの。
- (4) 下請負金額の総額が5千万円以上となる場合は、電気工事業の特定建設業許可を有するもの。

4 入札方法

(1) 本件入札は、単独企業又は共同企業体の代表において紙入札とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)
(2) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、6回を限度とする。

(4) 入札書は、指定する日時及び場所に直接提出すること。郵送等による入札は認めない。

5 入札執行の日時及び場所

令和8年11月27日(金)午前11時00分
三次市役所本館6階603会議室

6 入札等の日程

(1) 入札参加申請書類交付期間	令和8年10月1日(木)から 令和8年11月19日(木)まで	入札参加申請書類はホームページで入手するか、総務部財政課契約係で交付する。
(2) 仕様書閲覧期間	令和8年10月1日(木)から 令和8年11月25日(水)まで	三次市ホームページに掲載する。
(3) 質問受付期間	令和8年10月1日(木)から 令和8年11月11日(水)まで	指定様式(ファイル形式を変更しないこと)で電子メールにより提出する。メール送信後に電話連絡すること。電話連絡は午前9時から午後4時(休日除く)メール zaisei@city.miyoshi.hiroshima.jp
(4) 質問に対する回答	令和8年10月1日(木)まで 令和8年11月18日(水)まで	三次市ホームページに掲載する。入札前に必ず質問回答書の有無及び回答書の内容を確認してから入札を行うこと。
(5) 入札参加申請書類提出期間	令和8年10月1日(木)から 令和8年11月19日(木)まで	総務部財政課契約係へ持参により提出すること。
(6) 参加資格審査結果通知	令和8年11月25日(水)	ファクシミリ等により参加の可否を通知する。
(7) 入札	令和8年11月27日(金)から 午前11時00分	紙入札とする。 入札場所: 三次市役所本館6階603会議室

※上記は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

※共同企業体結成に関する書類は、ホームページから入手すること。

7 入札参加申請書類	
入札参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。【提出された申請書類は返却しない。】	
(1) 競争入札参加申請書	
ア	「3 入札に参加する者に関する資格に関する事項」において、元請施工実績を求めているものについては、施工実績が判別できる書類(コリンズの写し等)を添付すること。
イ	参加承認通知をファックスで行うので競争入札参加申請書に連絡先(電話及びファックス番号)及び担当者名を記載すること。
ウ	特定建設工事共同企業体協定書(共同企業体での参加者のみ必要) ※3部作成、提出し、2部返却を受けるものとする。
エ	共同企業体経営規模等総括表(共同企業体での参加者のみ必要)
オ	共同企業体委任状(共同企業体での参加者のみ必要)
(2) 配置予定技術者に関する調書	
ア	配置予定技術者は、電気工事における監理技術者を専任で配置すること。 ※過去5年以内に国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習を受講していること。 ※特定建設工事共同企業体の構成員については、下請負金額の総額が5千万円以上となる場合は、電気工事における監理技術者を専任で配置すること
イ	配置予定技術者は、電気工事における国家資格を有するものとし、国家資格者証の写しを添付すること。
ウ	配置予定技術者は、本入札公告日現在において、3ヶ月以上直接かつ恒常的な雇用関係を有し、経營業務管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。
エ	配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し(表裏とも)を添付すること。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し(講習修了証は表面のみ。)を添付すること。
オ	配置予定技術者の雇用を証明するもの(住民税特別徴収税額通知書の写し等)
カ	配置予定技術者が経營業務管理責任者又は営業所の専任技術者でないことを証明するもの(任意様式の誓約書を提出すること。)
8 入札保証金	免除
9 工事内訳書	入札時に入札書に記載された金額の積算内訳を提出すること。
10 落札者の決定	
(1)	本件は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
(2)	落札となるべき同価格の入札をしたものが2以上ある場合は、当該入札者の直接くじ引きにより落札者を決定するものとする。
11 入札の無効	
次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。	
(1)	入札書に記名押印がないもの。
(2)	入札書の文字が明確でないもの。
(3)	一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの。
(4)	入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの。
(5)	入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったもの。
(6)	前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したもの。

12 契約保証金	必要
13 関連工事の落札者がなかった場合の取り扱い	
本案件は、先に入札のあった「案件122号 三次市立十日市小・中学校改築工事 建築主体工事」及び令和8年10月1日公告の「案件123号 三次市立十日市小・中学校改築工事 機械設備工事」と密接に関連する工事であるため、関連工事に落札者がいない場合には、関連する工事の落札者が決定する日までこの工事の契約を留保し、関連するすべての工事の落札決定後に契約を締結する。	
(1) 契約の締結を留保する期間は、落札者がなかった関連工事の落札者決定の日までとする。 (概ね3か月程度) 関連工事において落札者がいない場合において、契約の締結を留保された落札者は、留保 (2) されたことにより施工できないと判断する場合には、関連工事の落札者決定の前日までの間に契約の締結を辞退することができる。 契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。また、三次市工事 (3) 請負契約約款第25条第1項及び第4項に規定する「請負契約締結の日」を「落札決定の日」と読み替えて契約を締結する。 (4) 配置技術者の資格・工事経験の要件を付した場合、事前審査にて提出した配置技術者の変更も可能である。ただし、同等の要件を満たす者とする。	
14 低入札価格調査について	
(1) 低入札価格調査対象工事で調査基準価格を定めた入札案件については、入札の際に入札書および工事内訳書とともに低入札価格調査に係る意向確認書(様式第11号(第8条関係))を提出すること。(電子入札の場合は電子入札システムに添付する)なお、提出がない場合は、原則として失格として取り扱うものとする。	
(2) 低価格入札が行われた場合、落札者を保留して地方自治法施行令第167条の10又は第167条の13の規定により、調査の上、後日落札者を決定する。落札決定をしたときは、ファクシミリ等で通知する。	
(3) 低価格入札者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない。	
(4) 低価格入札者は、事後の事情聴取(調査)に協力すること。	
(5) 低価格入札者のうち、三次市低入札価格調査制度事務取扱要領別記「適正な履行確保の基準」に規定する要件のすべてを満たさない者は、落札者とならない。	
(6) 低価格入札者が契約者となった場合には、瑕疵担保責任の存続期間について、工事目的物の引渡しを受けた日から4年以内に延長される。	
(7) 低価格入札者が契約者となった場合には、監理技術者等とは別に、これらと同等程度の技術者を専任で1人現場に配置すること。	
(8) 低価格入札者が契約者となった場合には、前払金の額を請負金額の10分の2以内とする。	
(9) 低価格入札者が契約者となった場合には、工事完成後調査の対象とする。	
(10) 工事内訳書については、次のとおりとする。	
ア 工事区分、工種及び種別ごとに詳細が記載されていること。	
イ 諸経費(共通仮設費率分、現場管理費及び一般管理費)について準備費、安全費、技術管理費、現場従業員及び現場労働者の法定福利費及び人件費の金額並びに算出根拠が記載されていること。	
ウ 一般管理費以外の金額が、内訳書と相違していないこと。	

15 その他

本件は令和8年11月25日に執行する「案件122号 三次市立十日市小・中学校改築 建築
(1) 主体工事」の入札が不成立となった場合、入札中止とする。なお、入札が不成立となる場合とは、入札参加者がいない場合または落札者となるべき者がいない場合をいう。

(2) 本件は、議会の議決を得なければならない案件であるため、開札後において落札者と議会の議決を得たときに本契約となる旨を付した仮契約を締結するものとする。

(3) 競争入札参加申請書を提出したものは、本入札を辞退することはできない。

(4) この工事の施工に際して、主要資材の購入又は、やむを得ず工事の一部(主体的部分を除く。)を第三者に請け負わせようとする場合は、極力三次市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注するものとする。